

令和6年度八雲台小学校PTA規約・細則変更のポイント

・ 役員定数の変更及び一部役職の廃止：規約 第6章

- ・ 役員定数に柔軟性を持たせることで、その年度に役員をやりたいと思った方々で試行部を運営できる体制に変更していきたいと考えています
- ・ また、副会長職の定数の削減、書記の廃止を行うとともに、一般役員を新設します。この変更により、役割に縛られず、役員として集まった方々の得意領域とやりたいことを担当分けを行い、役員も「できることをできる範囲でやっていく」体制へと変更していきたいと考えた変更案です

・ 推薦委員会の廃止と会計監査担当役割の変更：規約 第7章 第9章、細則 第2章 第3章

- ・ 令和5年度のPTA運営体制の変更により、「一人一役制」がなくなり、「立候補制」の色合いが強くなりました。そのため、「推薦委員」という考え方も必要なくなりました。ただし、役員の選出にあたり、公平・公正な選出となるよう見守りを行う方は必要です
- ・ そのため、「会計監査」は「監査」へと役割を変更し、役員選出の過程を見守っていただくことを目指した変更案です
- ・ なお、令和6年度より調布市の公立小学校は給食費が無償になったことにより、これまで「会計監査」が担っていた、給食費監査の役割もなくなります。「会計監査」が「監査」に変更となっても、「監査」のお仕事は大幅に削減されます

・ 校外委員会の廃止：細則 第6章

- ・ 令和5年度のPTA運営体制の変更により、PTA加入・非加入の意思表示を明確にしました。しかし、集団登校や旗振りの仕組み変更が間に合わず、地区会・班は存在したままとなっていました（PTA非加入の方にも地区班の登録をお願いしていました）
- ・ 今回の変更では、PTA組織運営の実態に合わせて、「地区会・班」を廃止することを考えての変更案です
- ・ ただし、集団登校や旗振り活動に関しては、今後BANDを活用しながら、立候補制にて運営していきます。みなさまの、ご協力をお願いいたします
- ・ また、校外委員として地域団体と連携を図っていた部分については、役員ややぐもサポーターの協力を得ながら、継続していこうと考えています